

新規規制に関する事前評価書
 < 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案に基づく規制の新設 >

規制の名称	指定海域として環境大臣が指定した海域の海底及びその下の形質の変更の届出及び計画変更命令の創設
担当部局	環境省地球環境局環境保全対策課 電話番号: 03-5521-8246 e-mail: KAIYOU02@env.go.jp
評価実施日	平成19年2月20日
政策目的	地球温暖化対策として実施される二酸化炭素の海底下廃棄について、当該二酸化炭素に起因する海洋環境の保全上の障害の防止を図る。
規制の内容	・環境大臣により指定海域として指定された海域内において海底及びその下の形質の変更をしようとする者は、当該形質の変更が軽微である等の場合を除き、当該海底及びその下の形質の変更に着手する日の30日前までに当該海底及びその下の形質の変更の種類、場所等を環境大臣に届け出なければならない。 ・環境大臣は、前述の届出があった場合において、その届出に係る海底及びその下の形質の変更の施行方法が環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から30日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る海底及びその下の形質の変更の施行方法に関する計画の変更を命ずることができる。 ・環境大臣により指定海域が指定された際当該指定海域内において既に海底及びその下の形質の変更に着手している者は、その指定の日から起算して14日以内に、環境大臣にその旨を届け出なければならない。 ・指定海域内において非常災害のために必要な応急措置として海底及びその下の形質の変更をした者は、当該海底及びその下の形質の変更をした日から起算して14日以内に、環境大臣にその旨を届け出なければならない。
	根拠条文等: 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律案第18条の15、第19条の2
規制の必要性	特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄がされた海域内において海底及びその下の形質の変更がされた場合、海底の下にある特定二酸化炭素ガスが海底の下の地層から漏れ出し、周辺海域が酸性化すること等によって、海底付近に生息する生物に影響を及ぼすおそれがある。このため、海洋環境の保全を図るため、特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄がされた海域内において海底及びその下の形質の変更については、当該特定二酸化炭素ガスに起因する海洋環境の保全上の障害が生じさせない方法で行われることを確保する必要がある。
期待される効果	本規制に基づき届け出られた特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄がされた海域内における海底及びその下の形質の変更の施行方法等を環境大臣が確認し、必要と判断される場合には、海底及びその下の形質の変更の施行方法に関する計画を変更させることにより、当該特定二酸化炭素ガスに起因する海洋環境の保全上の障害を未然に防止することができる。
想定される負担	指定海域として指定された海域内において海底及びその下の形質の変更をしようとする者は、当該形質の変更が軽微である等の場合を除き、当該海底及びその下の形質の変更の種類、場所等を環境大臣に届け出なければならず、また場合によっては当該海底及びその下の形質の変更の施行方法に係る計画を変更する義務を負う。
想定できる代替手段との比較考量	代替手段として、海底及びその下の形質の変更により海底下廃棄された特定二酸化炭素ガスに起因する海洋環境の保全上の障害が発生した場合の防除措置体制を確立することが考えられるが、届出制度がなければ、海底及びその下の形質の変更の有無を環境大臣が把握することができず、障害を未然に防止することが困難となること、障害が発生した後に防除措置を講じたとしても、一定程度の海洋汚染はまぬがれないこと、廃棄場所が海底の下であることから、防除措置を講じることが容易ではなく、また防除措置のために膨大な費用がかかることにかんがみれば、届出制度と事前の計画変更命令により当該特定二酸化炭素ガスに起因する海洋環境の保全上の障害を未然に防止することとする改正案は合理的であると考えられる。
備考	
レビュー時期	本規制を創設する規定の施行後5年を経過した場合に行う。